

令和3年3月1日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第28号

➤ 本号の掲載内容

1. 成年後見制度利用促進ポータルサイト開設
2. よくあるQ&A「協議会と審議会」
3. 成年被後見人等の欠格条項の適正化等に関する事務連絡発出のお知らせ
4. 後見人等への意思決定支援研修開催中

ポータルサイト開設に伴い誕生したマスコットの後犬(こうけん)ちゃんです。これから、どうぞよろしくお願ひ致します。



1. 成年後見制度利用促進ポータルサイトを開設しました

「成年後見制度利用促進基本計画」では、ご本人の自発的意思の尊重や能力に応じたきめ細やかな対応を図る観点から、「保佐・補助及び任意後見の利用促進」を施策目標として掲げてきました。今般、成年後見制度利用促進室では、保佐類型、補助類型や任意後見制度の利用促進等について焦点をあてたポータルサイトを開設しましたので、ご紹介します。

(1) 「知って備える」キャッチコピー



特に任意後見制度の周知を意識して「よく知って、よく備えておく」ことをコンセプトとしたキャッチコピーを作成しました。平野レミさん、和田明日香さんが語り掛けるポスター、リーフレットを全国の市町村、都道府県等へ配布しています。

ポータルサイトのトップページは、このポスター、リーフレットと同じものを使用しています。ポータルサイトからは、リーフレットをプリントアウトすることも可能です。ぜひご活用ください。

(2) インタビューを含む制度説明動画の掲載

ポータルサイトには、任意後見や保佐類型を活用しているご本人やその支援者の方々のインタビューで構成された制度説明動画を掲載しています。後犬(こうけん)ちゃんが、イラストも使いながら制度活用までの流れや活用のメリット・留意点を、丁寧に説明しています。また、このほか、[「市民後見人の活動編」も近日中に公開予定](#)です。



任意後見契約を結んだ和子さん(仮名)

撮影にご協力くださったみなさま、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。



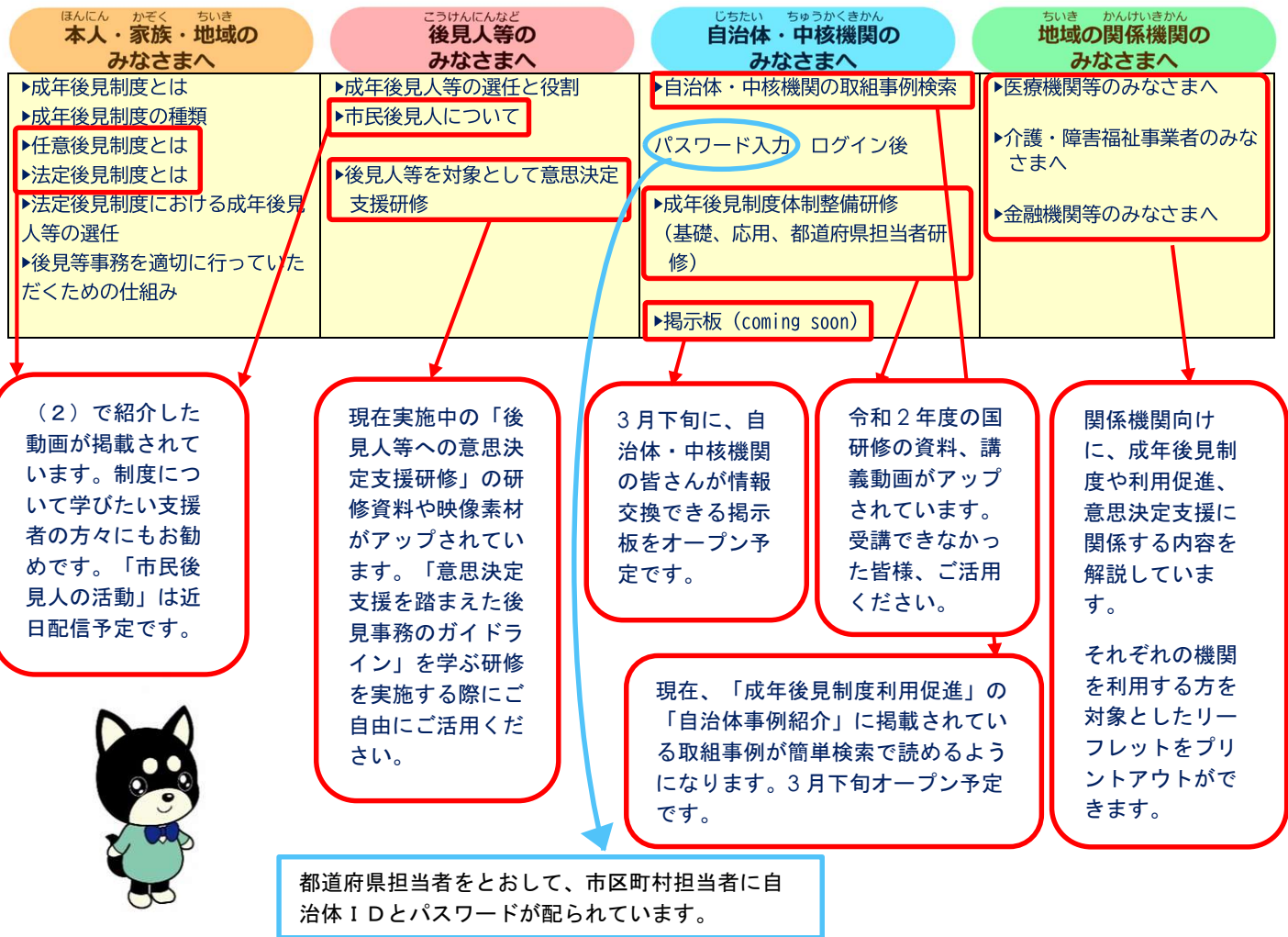
保佐類型を利用している淑子さん(仮名)



保佐類型を利用している真司さん(仮名)

(3) 対象者別のサイト構成

ポータルサイトは、対象者別の構成となっています。このほか、「相談窓口のご案内」では、全国の中核機関を掲載しています。



(4) 本人中心、意思決定支援、共生社会実現を意識したイラスト

成年後見制度利用促進法の理念がサイトをとおして伝わるよう、成年後見制度利用促進施策が、ご本人を中心に、その意思を尊重して支える制度としての利用促進であること、共生社会の実現に資する制度としての利用促進を目指していることがイメージしていただけるようなイラストを描いていただきました。



利用促進室短信

ポータルサイトには、次年度も新たなコンテンツ（ご本人向けの制度説明パンフレットや制度説明動画、中核機関の役割の紹介動画、ニュースレターのQ&A検索等）を掲載していく予定です。「こういうコンテンツを掲載してほしい」というご要望がありましたら、成年後見制度利用促進室までお寄せください。

2. 「K-ねっと」より「よくあるQ&A」

K-ねっとには、日々、市町村や中核機関、都道府県や都道府県社協などの皆様から、様々な相談が寄せられています。その中から、問合せの多い質問とその回答についてご紹介します。



「審議会」と「協議会」って、どう違いますか？

協議会の運営方法について、アドバイスが欲しいのですが…

まずは、「審議会」と「協議会」について、それぞれの根拠となる規定を確認してみましょう。

【審議会】成年後見制度利用促進法第14条第2項

○市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

【協議会】成年後見制度利用促進基本計画

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

つまり、審議会は条例により設置され、市区町村における体制整備の評価や計画策定（いわば、当該市区町村における施策）を審議する組織といえます。審議会では、当該市区町村における成年後見制度利用促進に関して、基本的な事項を調査審議させるほか、市町村計画の検討・策定を進める、地域における取組状況の継続的な点検・評価法等を担うことが期待されます。

これに対して協議会は、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを

進める合議体です。協議会では個別のケースについて検討を行うものもあれば、地域課題について関係者で検討・調整・解決し合うものもあります。また、その対象エリアも自治体圏域～広域圏域であったり、設置根拠も条例や規則、要綱等といったように多様な形態が考えられます。

すぐに条例制定による審議会等設置が難しい場合や、実務家による集まりの方が地域構想を描きやすい場合では、審議会等の設置に先行して、協議会で市町村計画を検討することも考えられます。

既存の審議会等（例えば、社会福祉法に基づく社会福祉審議会など）を活用する場合は、成年後見制度に関する専門職や家庭裁判所等の関係団体の関与・参画が得られるように留意する必要があります。



「市町村計画策定の手引き」
p. 52～参照

協議会において話し合う地域課題の例

- 診断書作成をしてくれる医療機関が少ない
- 本人情報シートの書き方についての周知の必要性
- 障害のある人の地域生活を支える後見人が少ない
→ 法人後見実施機関の養成へ
- 身元保証人等がいない人の入院、転居の課題
- 地域で急増している消費者被害とその対策
→ 消費生活部門で開催している地域連携協議会との合同協議会開催企画へ
- 成年後見利用後の家族への支援のあり方について
→ 8050 問題への対応について

協議会運営の工夫に関する声

- ケースを扱う会議と地域課題を扱う会議の両方を協議会として設定しています。こうすることで、ケース会議で困った課題を、地域課題の会議に挙げていくことがスムーズになりました。
- 協議会では組織的な動きを求めたいので、行政の部長や社協の局長にも参加してもらっています。
- 私たちのまちでは、協議会は、市町村や中核機関への要望の場ではなく、それぞれが主体的に動くことができるための話し合いを行う場であるという趣旨を会の最初に確認しています。
- 中核機関は広域で整備したのですが、地域資源の充実や民生委員など地元の方にも協力していただきかったので、協議会は広域と市町単位の両方を設置しました。
- 元々、障害者の自立支援協議会に権利擁護部会があったので、この会を充実させることにしました。
- 市町村計画策定の手引きにある各機能の評価項目を参考に、定期的に現状を関係者で振り返ったり、共有しています。



3. 成年被後見人等の欠格条項の適正化等に関する事務連絡発出のお知らせ

[ニュースレター第17号](#)で、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括整備法」という。）が成立したことなどをお知らせしましたが、一括整備法で改正されなかった「会社法」と「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に関する欠格条項についてもその後改正が行われ、本年3月1日に関係法律が施行されました。

これにより、成年被後見人等の欠格条項の見直しに関する全ての法律及びこれらの下位法令が施行されたこととなりますが、国や地方公共団体等の職員の採用募集において、試験を受けることができない者として成年被後見人等を誤って掲げる等の事例も見受けられます。

これを受けて同日に、成年後見制度利用促進室から都道府県や関係府省等に対して、一括整備法の公布の際に内閣府から発出された通知（政省令、条例、規則、通知等で独自に設けている成年被後見人

等に係る欠格条項についても速やかに見直しを行うことなどを求めるもの）を示した上で、欠格条項の見直しに関連する対応状況の確認と必要に応じた対応などを求める事務連絡を発出しました。

関係地方公共団体、関係団体の皆様におかれては、一括整備法等の趣旨を踏まえ、成年被後見人等の人權が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、再度、入念な確認をお願いいたします。

[都道府県宛 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に関する周知と対応について（依頼）（令和3年3月1日事務連絡）](#)

[各府省宛 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に関する周知と対応について（依頼）（令和3年3月1日事務連絡）](#)

4. 「後見人等への意思決定支援研修」開催中です

[ニュースレター第27号](#)で、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインを公表したことをお伝えしました。このガイドラインについて学ぶ「後見人等への意思決定支援研修」を開催中です。



第1章	意思決定支援と代行決定
第2章	後見事務における意思決定支援
第3章	意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
第4章	Q & A

研修の冒頭で、他者に「決めつけられる」という疑似体験をします。その上で、意思決定支援の基本的考え方や、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」における原則について学んだあと、第2章で後見事務における意思決定支援の体系を理解します。この章では、研修プログラムを作成するにあたって寄せられた当事者の方々からの声や残念な事例、好事例も紹介されています。

第3章では、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の3つの場面について、ドラマ映像をみながらグループワークを行います。

場面1	支援チームの編成と支援環境の調整
場面2	本人への趣旨説明
場面3	本人を交えたミーティング



研修作成、映像作成にご協力くださったみなさま、講師のみなさま、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

今年度は、オンライン研修での実施とし、下記の15の地域で開催中です（今年度の受付は終了しました）。他の地域については次年度開催予定です。

東京都、愛知県、福岡県、兵庫県、埼玉県、宮城県、岡山県、香川県、沖縄県、千葉県、宮崎県、大阪府、広島県、富山県、北海道

研修資料、ドラマ映像は、利用促進ポータルサイトの[「後見人等を対象とした意思決定支援研修」](#)のページに掲載しています。次年度の研修開催についても当ページでもお知らせします。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索

